学童保育所利⽤に関する誓約書兼承諾書

NPO法人クローバーキッズ大刀洗（甲）

理事長　　平城　悦子　様

令和　　　年　　　月　　　日

保護者住所　大刀洗町

保護者⽒名　（乙）

（自署または記名押印）

私（乙）は、（児童氏名）　　　　　　　　　　　　　　　（丙） が甲運営の学童保育所を

利用するにあたり、下記の事項について遵守することを誓約かつ承諾いたします。

記

１．学童保育は年度契約であり、年度途中の休所、退所は特定の場合を除き認められないこと。

２．学童保育所入所申請書、その他提出書類の記載内容に変更があったとき、または入所を必要とする事由に該当しなくなったときは速やかに甲に届け出ること。

３．乙の提出書類記載内容について、適正であるか確認する必要が生じた場合、 調査をされて

も異議を申し立てないこと。

４．年会費、保育料は必ず納入し、保育料を３ヵ月滞納した場合は、甲の入退所・保育料規則に基づき退所を求められても異議を申し立てないこと。

５. 滞納保険料等に関し、法的手段等により裁判に至った場合の一切の費用は乙が負担すること。

６．学童保育所内において、著しく保育に支障をきたすような行為があれば、退所を命じられても異議を申し立てないこと。

７．学童クラブ活動中の事故等による損害については、甲が加⼊する傷害保険（１）、賠償責任保険（２）（あいおいニッセイ同和損保）の範囲内で補償を受けることを承諾し、甲および支援員個⼈に対する補償等の申し⽴てはしないこと。保険金の支払いに関しては、乙と保険会社で協議するものとし、下記保険範囲外の費用については乙が負担すること。

（１）傷害保険：死亡・後遺障害2,087,000円（後遺障害は等級に応じる）

入院保険金日額3,000円（手術保険金最大３万円）

通院保険金日額2,000円

※いずれも事故発生から１８０日以内を補償

（２）賠償責任保険：身体１名につき最大5,000万円（１事故につき最大６億円）

財物１事故につき最大1,000万円

８．丙が故意に器物を破損させた場合の原状回復費用は、乙が全額負担すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面あり）

９． 学童保育所の開所前、閉所後の保育時間外に事故等が発生した場合、その事故等に対する責任を甲、および支援員個人に求めないこと。

１０．開所日に丙が学童保育所を休む場合は、事前に連絡すること。

１１．丙のお迎えを乙以外がする場合は、事前に連絡すること。

１２．総会、保護者会、ならびに学童保育所で開催する行事、研修会等には積極的に参加し、学童保育所の円滑な運営に協力すること。

１３．保育支援向上のため、学童保育所内で子ども達の生活様子を動画等に記録することに異議を申し立てないこと。（支援員研修および保護者会等でのみ使用）

以上